

1975 (毎月1回)

2月号

(村の面積)

332,60 km²

発行所 福井県大野郡和泉村



(昭和50年1月1日現在)

村の人口	
総人口	2,107人
男女	1,197人
出生	1,010人
死亡	222人
転入	226人
転出	人人
世帯数	587世帯



昭和四十七年度から三ヶ年計画で進めてきた、村営九頭竜スキーフィールド造成第一期事業が昨年末に完了し、去る一月二十九日、その開設記念スキー大会（福井新聞社協賛）が、県内外から多数の一流スキーヤーの参加のもとに盛大に開かれました。

この日、まず午前九時からスキーフィールドの安全祈願のため、神事が行われたあと、このスキー場建設に努力された方々へ村長から感謝

状と記念品の贈呈が行なわれましたが、前日までの猛吹雪がうそのようになり晴れ上がり、絶好のスキー日よりに恵まれ、参加選手は、日ごろの鍛錬成果をいかんなく發揮された。また、選手が競い合う技を一目見ようと、多数の見物客が訪れ、健闘する選手たちにおしみない拍手を送るなど、開設記念スキー大会にふさわしい、さわやかな一日であった。

成績は次のとおりです。

たばこは村内で
買いましょう

【総合】		
一位	末永 亨	和泉村
二位	岡出弘幸	福井市
三位	上村吉久	岐阜県

【大回転】		
一位	上村吉久	岐阜県
二位	岡出弘幸	福井市
三位	末永 亨	和泉村

【回転】		
一位	谷口誠一	大野市
二位	末永 亨	和泉村
三位	岡出弘幸	福井市

◎これまでに要した経費
リフト3基（電気工事を含む）
八千九百四十五万一千円
ロッジ建設（厨房設備を含む）

開設記念スキー大会

盛大に開催（一月二十九日）

スキー場の贈呈が行なわれましたが、前日までの猛吹雪がうそのようになり晴れ上がり、絶好のスキー日よりに恵まれ、参加選手は、日ごろの鍛錬成果をいかんなく発揮された。また、選手が競い合う技を一目見ようと、多数の見物客が訪れ、健闘する選手たちにおしみない拍手を送るなど、開設記念スキー大会にふさわしい、さわやかな一日であった。

成績は次のとおりです。

◎昭和四十七年度

本年度より三ヶ年継続で第一期事業を計画し、初年度事業として、第一リフト・ゲレンデ造成および管理棟・公衆便所等の建設工事を実施した。

建設経過について



越美線全通促進

油坂ずい道改良促進のため、次のとおり特別委員会が設置されました。

◎越美線全通促進対策特別委員会

委員長 中山 正
副委員長 桜川 義夫
委員 谷藤 義明
委員 工藤 久雄
委員 吉川 基
委員 藤勝 雄
委員 黒田 吉村
委員 田中 利治
委員 村屋 繁利
委員 田外 利善
委員 吉村 実夫
委員 外治 利善
委員 和泉実
委員 美治 久夫

一千五百七拾二万五千円
ゲレンデ造成費
二千九百拾万円

駐車場・公衆便所・管理棟
一千四百三拾九万八千円
立木等補償費
四百四拾四万七千円

総合計
一億六千六百八拾八万九千円

二特別委員会を設置

◎昭和四十九年度

第三リフト工事、ロッジの建設を始め、第三リフト沿いに競技用コースの延長工事・駐車場の整備を行なった。

◎昭和四十九年度

第三リフト工事、ロッジの建設を始め、第三リフト沿いに競技用コースの延長工事・駐車場の整備を行なった。

◎これまでに要した経費
リフト3基（電気工事を含む）
八千九百四十五万一千円
ロッジ建設（厨房設備を含む）

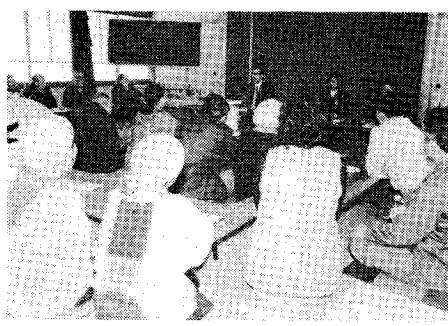
「村長と語る会」

成人学級各地で開催

意欲的な意見が続出

本年も後野分館を皮切りに各地で、活発な成人学級が開催されていますが、去る一月二十四日に後野分館で、また、一月二十六日には下山分館で開かれた「村長と語る会」は、村政の施政方針が聞かれるとあって、どの学級も多数が参加され、活発なご質問やご意見が出され和氣あいあいのうちに学習が進められました。

この学習の中では、激動する社会の変化にどう対処していくか、過疎現象をどうくい止めるかなど不安と期待が錯綜する中にも、平和で豊かな和泉村の建設のための大きな夢と深い関心が示され、学習時間の過ぎるのも忘れ熱心な学習がありました。なお、話し合い



* していきたい。

* その他、地区ごとに内容は異なるが、いずれも日常生活に直結した、いろいろな問題が出され明るい村づくりへの意欲がうかがわれました。

イ、雑損控除は、昨年中に災害や盗難等で損害を受けたときの証明書又は参考となる資料

ロ、医療控除は、医療を受けた者の氏名と、支払先の領収書又は証明書

納税義務者と生計を一にする親族の氏名と続柄。

注、内縁関係は除く。

ヘ、申告には必ず印鑑を持参してください。

母子福祉資金貸付金の予約申請について

教育長に 加藤良雄氏再任
任期満了により、十二月議会で教育委員に同意された加藤良雄氏を教育委員会へ任命の承認申請のところ昭和四十九年十二月二十七日付で承認されました。

「税」の申告準備を

八、社会保険料は、支払った掛け金（各年金の掛金、健康保険料、失業保険料等）又は保険料全額が控除されます。

九、生命保険料は、生命保険の種類、契約者、受取人、保険金額、証書の記号番号と支払保険料（一口九千円以上は領収書又は証明書）

木、配偶者、扶養控除は、昨年

中の総所得金額が①給与のみの場合は、二十万円以下。②所得の全部が給与所得等以外の場合は、十万円以下。③所得が給与所得等と給与所得以外の場合は給与所得等の三分の二と給与所得等以外の所得との合計額が十万円以下で、

一、予約の申請について
進学希望者で、貸付の希望をする方に對し予約申請を行うことにより、あらかじめ貸付の適否を審査し、貸付適当と認められた方に入学時に必ず貸付金が借りられることを約束するものである。

二、予約申請の期間
昭和五十年三月三十一日まで。

イ、昨年一年間の業種別の収入金額と、それに伴う必要経費

ロ、農業所得は、田、畠別の耕作反別

ハ、給与所得者は、給与支払者から配付される給与支払報告書。まだ支払報告書を受取っていない人は事業主に請求してください。

二、所得から差引かれる各種の控

国や県に働きかけ早期実現を図

備につとめ、越美南北線の接続

進したい。

三、社会教育、福祉施設の充実に

ついて

四十九年度には、大納地区村民

体育館が完成、五十年度には中央公民館、老人福祉センター、保健所等を朝日に建設する予定

であり、多年の念願であった社会教育、福祉施設の充実に努力

二、所得から差引かれる各種の控

国や県に働きかけ早期実現を図

備につとめ、越美南北線の接続

進したい。

四十九年度には、大納地区村民

体育館が完成、五十年度には中央公民館、老人福祉センター、保健所等を朝日に建設する予定

であり、多年の念願であった社会教育、福祉施設の充実に努力

月	日	時	場所	対象部落
一月二十七日(木)		九時~十一時	下山公民館	下山
一月二十八日(金)		午後二時~五時	角野道場	角野
一月二十九日(土)		九時~七時	大納公民館	下・上・大納
一月三十日(日)		午後二時~六時	役場支所	中童・大原・新町
二月一日(月)		午後二時~六時	板倉道場	板倉
二月二日(火)		午後二時~六時	後野道場	朝日一、二、三班
二月三日(水)		午後二時~六時	後野道場	朝日四、五班
二月四日(木)		午後二時~六時	後野道場	前坂
二月五日(金)		午後二時~六時	後野道場	伊月
二月六日(土)		午後二時~六時	後野道場	
二月七日(日)		午後二時~六時	後野道場	
二月八日(月)		午後二時~六時	後野道場	
二月九日(火)		午後二時~六時	後野道場	
二月十日(水)		午後二時~六時	後野道場	
二月十一日(木)		午後二時~六時	後野道場	
二月十二日(金)		午後二時~六時	後野道場	
二月十三日(土)		午後二時~六時	後野道場	
二月十四日(日)		午後二時~六時	後野道場	
二月十五日(月)		午後二時~六時	後野道場	
二月十六日(火)		午後二時~六時	後野道場	
二月十七日(水)		午後二時~六時	後野道場	
二月十八日(木)		午後二時~六時	後野道場	
二月十九日(金)		午後二時~六時	後野道場	
二月二十日(土)		午後二時~六時	後野道場	
二月二十一日(日)		午後二時~六時	後野道場	
二月二十二日(月)		午後二時~六時	後野道場	
二月二十三日(火)		午後二時~六時	後野道場	
二月二十四日(水)		午後二時~六時	後野道場	
二月二十五日(木)		午後二時~六時	後野道場	
二月二十六日(金)		午後二時~六時	後野道場	
二月二十七日(土)		午後二時~六時	後野道場	
二月二十八日(日)		午後二時~六時	後野道場	
二月二十九日(月)		午後二時~六時	後野道場	
二月三十日(火)		午後二時~六時	後野道場	
二月三十一日(水)		午後二時~六時	後野道場	
三月一日(木)		午後二時~六時	後野道場	
三月二日(金)		午後二時~六時	後野道場	
三月三日(土)		午後二時~六時	後野道場	
三月四日(日)		午後二時~六時	後野道場	
三月五日(月)		午後二時~六時	後野道場	
三月六日(火)		午後二時~六時	後野道場	
三月七日(水)		午後二時~六時	後野道場	
三月八日(木)		午後二時~六時	後野道場	
三月九日(金)		午後二時~六時	後野道場	
三月十日(土)		午後二時~六時	後野道場	
三月十一日(日)		午後二時~六時	後野道場	
三月十二日(月)		午後二時~六時	後野道場	
三月十三日(火)		午後二時~六時	後野道場	
三月十四日(水)		午後二時~六時	後野道場	
三月十五日(木)		午後二時~六時	後野道場	
三月十六日(金)		午後二時~六時	後野道場	
三月十七日(土)		午後二時~六時	後野道場	
三月十八日(日)		午後二時~六時	後野道場	
三月十九日(月)		午後二時~六時	後野道場	
三月二十日(火)		午後二時~六時	後野道場	
三月二十一日(水)		午後二時~六時	後野道場	
三月二十二日(木)		午後二時~六時	後野道場	
三月二十三日(金)		午後二時~六時	後野道場	
三月二十四日(土)		午後二時~六時	後野道場	
三月二十五日(日)		午後二時~六時	後野道場	
三月二十六日(月)		午後二時~六時	後野道場	
三月二十七日(火)		午後二時~六時	後野道場	
三月二十八日(水)		午後二時~六時	後野道場	
三月二十九日(木)		午後二時~六時	後野道場	
三月三十日(金)		午後二時~六時	後野道場	
三月三十一日(土)		午後二時~六時	後野道場	
四月一日(日)		午後二時~六時	後野道場	
四月二日(月)		午後二時~六時	後野道場	
四月三日(火)		午後二時~六時	後野道場	
四月四日(水)		午後二時~六時	後野道場	
四月五日(木)		午後二時~六時	後野道場	
四月六日(金)		午後二時~六時	後野道場	
四月七日(土)		午後二時~六時	後野道場	
四月八日(日)		午後二時~六時	後野道場	
四月九日(月)		午後二時~六時	後野道場	
四月十日(火)		午後二時~六時	後野道場	
四月十一日(水)		午後二時~六時	後野道場	
四月十二日(木)		午後二時~六時	後野道場	
四月十三日(金)		午後二時~六時	後野道場	
四月十四日(土)		午後二時~六時	後野道場	
四月十五日(日)		午後二時~六時	後野道場	
四月十六日(月)		午後二時~六時	後野道場	
四月十七日(火)		午後二時~六時	後野道場	
四月十八日(水)		午後二時~六時	後野道場	
四月十九日(木)		午後二時~六時	後野道場	
四月二十日(金)		午後二時~六時	後野道場	
四月二十一日(土)		午後二時~六時	後野道場	
四月二十二日(日)		午後二時~六時	後野道場	
四月二十三日(月)		午後二時~六時	後野道場	
四月二十四日(火)		午後二時~六時	後野道場	
四月二十五日(水)		午後二時~六時	後野道場	
四月二十六日(木)		午後二時~六時	後野道場	
四月二十七日(金)		午後二時~六時	後野道場	
四月二十八日(土)		午後二時~六時	後野道場	
四月二十九日(日)		午後二時~六時	後野道場	
四月三十日(月)		午後二時~六時	後野道場	
四月三十一日(火)		午後二時~六時	後野道場	
五月一日(水)		午後二時~六時	後野道場	
五月二日(木)		午後二時~六時	後野道場	
五月三日(金)		午後二時~六時	後野道場	
五月四日(土)		午後二時~六時	後野道場	
五月五日(日)		午後二時~六時	後野道場	
五月六日(月)		午後二時~六時	後野道場	
五月七日(火)		午後二時~六時	後野道場	
五月八日(水)		午後二時~六時	後野道場	
五月九日(木)		午後二時~六時	後野道場	
五月十日(金)		午後二時~六時	後野道場	
五月十一日(土)		午後二時~六時	後野道場	
五月十二日(日)		午後二時~六時	後野道場	
五月十三日(月)		午後二時~六時	後野道場	
五月十四日(火)		午後二時~六時	後野道場	
五月十五日(水)		午後二時~六時	後野道場	
五月十六日(木)		午後二時~六時	後野道場	
五月十七日(金)		午後二時~六時	後野道場	
五月十八日(土)		午後二時~六時	後野道場	
五月十九日(日)		午後二時~六時	後野道場	
五月二十日(月)		午後二時~六時	後野道場	
五月二十一日(火)		午後二時~六時	後野道場	
五月二十二日(水)		午後二時~六時	後野道場	
五月二十三日(木)		午後二時~六時	後野道場	
五月二十四日(金)		午後二時~六時	後野道場	
五月二十五日(土)		午後二時~六時	後野道場	
五月二十六日(日)		午後二時~六時	後野道場	
五月二十七日(月)		午後二時~六時	後野道場	
五月二十八日(火)		午後二時~六時	後野道場	
五月二十九日(水)		午後二時~六時	後野道場	
五月三十日(木)		午後二時~六時	後野道場	
五月三十一日(金)		午後二時~六時	後野道場	
六月一日(土)		午後二時~六時	後野道場	
六月二日(日)		午後二時~六時	後野道場	
六月三日(月)		午後二時~六時	後野道場	
六月四日(火)		午後二時~六時	後野道場	
六月五日(水)		午後二時~六時	後野道場	
六月六日(木)		午後二時~六時	後野道場	
六月七日(金)		午後二時~六時	後野道場	
六月八日(土)		午後二時~六時	後野道場	
六月九日(日)		午後二時~六時	後野道場	
六月十日(月)		午後二時~六時	後野道場	
六月十一日(火)		午後二時~六時	後野道場	
六月十二日(水)		午後二時~六時	後野道場	
六月十三日(木)		午後二時~六時	後野道場	
六月十四日(金)		午後二時~六時	後野道場	
六月十五日(土)		午後二時~六時	後野道場	
六月十六日(日)		午後二時~六時	後野道場	
六月十七日(月)		午後二時~六時	後野道場	
六月十八日(火)		午後二時~六時	後野道場	
六月十九日(水)		午後二時~六時	後野道場	
六月二十日(木)		午後二時~六時	後野道場	
六月二十一日(金)		午後二時~六時	後野道場	
六月二十二日(土)		午後二時~六時	後野道場	
六月二十三日(日)		午後二時~六時	後野道場	
六月二十四日(月)		午後二時~六時	後野道場	
六月二十五日(火)		午後二時~六時	後野道場	
六月二十六日(水)		午後二時~六時	後野道場	
六月二十七日(木)		午後二時~六時	後野道場	
六月二十八日(金)		午後二時~六時	後野道場	
六月二十九日(土)		午後二時~六時	後野道場	
六月三十日(日)		午後二時~六時	後野道場	
七月一日(月)		午後二時~六時	後野道場	
七月二日(火)		午後二時~六時	後野道場	
七月三日(水)		午後二時~六時	後野道場	
七月四日(木)		午後二時~六時	後野道場	
七月五日(金)		午後二時~六時	後野道場	
七月六日(土)		午後二時~六時	後野道場	
七月七日(日)		午後二時~六時	後野道場	
七月八日(月)		午後二時~六時	後野道場	
七月九日(火)		午後二時~六時	後野道場	
七月十日(水)		午後二時~六時	後野道場	
七月十一日(木)		午後二時~六時	後野道場	
七月十二日(金)		午後二時~六時	後野道場	
七月十三日(土)		午後二時~六時	後野道場	
七月十四日(日)		午後二時~六時	後野道場	
七月十五日(月)		午後二時~六時	後野道場	
七月十六日(火)		午後二時~六時	後野道場	
七月十七日(水)		午後二時~六時	後野道場	
七月十八日(木)		午後二時~六時	後野道場	
七月十九日(金)		午後二時~六時	後野道場	
七月二十日(土)		午後二時~六時	後野道場	
七月二十一日(日)		午後二時~六時	後野道場	
七月二十二日(月)		午後二時~六時	後野道場	
七月二十三日(火)		午後二時~六時	後野道場	
七月二十四日(水)		午後二時~六時	後野道場	
七月二十五日(木)		午後二時~六時	後野道場	
七月二十六日(金)		午後二時~六時	後野道場	
七月二十七日(土)		午後二時~六時	後野道場	
七月二十八日(日)		午後二時~六時	後野道場	
七月二十九日(月)		午後二時~六時	後野道場	
七月三十日(火)		午後二時~六時	後野道場	
七月三十一日(水)				

農地移動適正化

あっせん基準の制定について

農業振興地域内の農地を合理的な活用と農地の保全を目的とした農地移動適正化あっせん基準が制定されました。

これは、農業振興地域内の農地を売渡したい方・または、貸付したい方は、農業委員会にあっせん申出をすれば相手方、価格、交換等のあっせんをすることになります。

◎あっせんによって売渡しできる農地

一、農地等所有者から売渡し、または、貸付のあっせん申出があった農地

二、農地等の権利を取得させるべき者の要件を有する者から買い受け、または、借り受けたい旨の申出があつた農地

三、農地等の所有者から、交換のあっせんがあつた農地

一、年間一五〇日以上従事する二人以上の家族農業従事者がいること。

二、農業によって自立しようとめる意欲と能力を有すると認められるもの。

三、農業経営者が六十才以上であるときは、後継者が近く農業に従事する見込みのもの

四、農業委員会のあっせんによて、取得後の經營面積が三十五アール以上となるもの

以上のように農地を売渡したい方、または、買受けたい方、交換したい方は、和泉村農業委員会に申出て下さい。

その他詳わしいことは農業委員会、または、役場業務課までお問い合わせ下さい。

国民年金の附加年金に加入してより多い年金を受けるましょ!!

国民年金の附加年金は、被保険者の「より高い保険料をおさめてより高額な年金を受けとりたい」という強い要請にこたえてもうけられたものです。

◎伐採届(森林所有者が立木を伐採しようとするとき)

一、期日 伐採を開始する三十日～六十日前

この制度は、定額保険料九〇〇円(一月分からは一一〇〇円)のほかに附加保険料四〇〇円をおさめると、そのおさめた期間に応じて一定の額が上積みされた年金が支給されるものです。たとえば、老令年金をうけるには二十五年間保険料を納付することが原則ですから、定額保険料を二十五年、附加保険料を二十五年おさめますと定額分の年金額二十四万円(月額二万円)と附加保険料分の年金額

六万円(月額五〇〇〇円)とを合算した三十万円(月額二万五〇〇円)をうけることになります。

国民年金の附加年金に加入してより高額の年金をうけ豊かな明るい老後をすごすようにいたしましたよ。

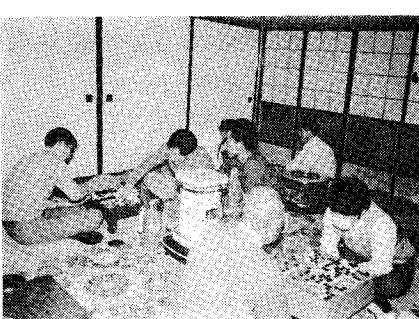
伐採は必らず届出書を!! 立木を伐採しようとすると、伐採届を提出しなければならないことは、すでにご存知のことと思いますが、この程、森林法が改正され届出制がさらに強化されましたので、次の事項に留意され、必ず提出して下さるようお願ひします。

◎伐採届(森林所有者が立木を伐採しようとするとき)

一、期日 伐採を開始する三十日～六十日前

恒例の和泉村中央公民館長杯争奪碁碁大会(福井新聞社後援)は去る二月二日午前九時からあなた

囲碁大会 催さる



中央公民館長杯争奪碁碁大会(福井新聞社後援)は去る二月二日午前九時からあなた

食堂において、多数の参加者のもとににより開催されました。

日ごろの腕自慢の見せどころはこのときばかりと、大張切りのうちに総当たり戦を行ない、楽しいひとときを過ごしました。

入賞者は次のとおりです。

◎三十五才以上大回転 丸山義治 二位

◎三十五才以上距離(四キロ) 中山芳明 二位 河口慶治 三位

◎継走(八キロ) 河口孝治 四位

三位 三島哲一、河口慶治、中山芳明

三位 三橋武雄

二位 加藤征治

三位 藤信義

二位 優勝 佐藤信義

二位 提出 森林組合を通じて知事に提出する。

二、提出 森林組合を通じて知事に提出する。

一、面積 一ヘクタール以内

◎自家用林指定申請書(炭、薪等の用として伐採する場合)

三、許可 知事よりの許可を待つて伐採する。

◎自家用林指定認可を受けた場合は、伐採届はいりません。

注 自家用林指定認可を受けた場合は、伐採届はいりません。

三、許可 知事よりの許可を待つて伐採する。

◎自家用林指定申請書(炭、薪等の用として伐採する場合)

三、許可 知事よりの許可を待つて伐採する。

◎自家用林指定認可を受けた場合は、伐採届はいりません。

三、許可 知事よりの許可を待つて伐採する。

◎自家用林指定申請書(炭、薪等の用として伐採する場合)

三、許可 知事よりの許可を待つて伐採する。

医療費無料化に伴なう 申請等手続きについて

老人、乳幼児および重度心身障害者（児）等の医療費については、国、県、または村の単独事業として無料化が行なわれています。

こうした受給対象者が、病院や診療所で受診される場合は、次の事項を必ず守って受診されるようお願いします。

一、老人医療費受給者証の交付を受けている方が受診される場合

◎社会保険の被保険者の方は、組合員証（保険証）と（寿）老人医療費受給者証および老人

医療費請求書

◎国民健康保険の被保険者の方は、被保険者証と（寿）老人医療費受給者証

◎整骨院、あん摩およびマッサ

レジ指圧院にかかる場合は、老人医療費請求書（柔道整腹師用または鍼灸接觸師用）

以上の書類等を医療機関の窓口に提出して下さい。ただし、整骨院あんまおよびマッサージ指圧で無料になるのは

医療機関において、医師の同意書（施術の適否を判断できる診断書であれば同意書に代えて差し支えない）により、

はり、きゅうの施術を行なうこと

が適当と認められたもの

二、乳幼児および身体障害者医療費受給者証の交付を受けている方（組合員証または被保険者証）と各医療費請求書を医療機関の窓口に提出して下さい。

子どもとべんきょう

教育相談シリーズ(6)

五年生の子どもの感想からまとめたものです。

子どもの心のうごきを知る参考にしてください。

「勉強する気になるとき」

1 母のきげんのいいときは、何もいわれなくとも、うんと勉強をやる気になる。

2 父が会社からかえってきて、「よくやっているな」といってくれると、よけいやりたい。

3 姉ちゃんも勉強していく「教えてやるから」といわれたとき

4 母に「勉強をよくやるようになつた」といわれたときや、兄弟が母に叱られたとき、おもしろいのでやる気になる。

5 兄ちゃんが勉強をやっていると、さわげないのでぼくもやる

6 問題がわからないので、おとうさんに聞くと、氣前よく教えてくれるとき。

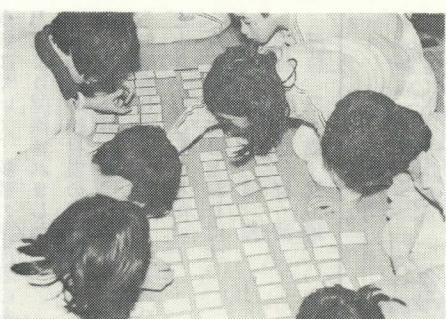
7 夜テレビでいいのをやるとき時間まで勉強を早くやらなくてはいけないのでやる。

8 図書室の本をよんで、感想を書くとか楽しい学習のとき。

9 むずかしい勉強のあるとき、

三部 三島哲 三位
四部 洞口孝次 四位
◎継走（男子） 和泉村体協スキーパー 三位

10 しんけんに考えられるから。
父や母が、ぼくといっしょになつて、わからない問題を考えてくれるとき。



楽しかった「かるた会」

朝日小学校児童

最近のこどもたちは、テレビやマンガの普及によって、かるた（百人一首）取り遊びをする機会が

少なく、なかには全く知らないこどもたちもいるため、朝日小学校では、こうしたこどもたちに「かるた」取りのおもしろさ、楽しさを知つてもらおうと、去る一月二十三日午後一時から、全校児童による「かるた会」を開きました。

◎中学年（三・四年）

一位 加藤圭治（三年）
二位 稲郷一朗（三年）
三位 尾花朋え（一年）

◎高学年（五・六年）

一位 加藤和徳（六年）
二位 大谷いずみ（五年）
三位 深谷由美子（五年）

【赤ちゃん誕生】
朝日 加藤朋美 征治 長女
川合 新井小太郎 九〇才
後野 巣守ひさよ 八三才
郡上郡八幡町 田中清和
岐阜県 尾崎幹代子

【死亡】

深瀬法子 修男 長女
川合 新井小太郎 九〇才
後野 巣守ひさよ 八三才
郡上郡八幡町 田中清和
岐阜県 尾崎幹代子

【人のうごき】

去る一月十八、十九日の両日、大野市六呂師スキーフィールドで、福井県スキークラブ対抗が県下から多数が参加し盛大に開催されました。本村からは、体協スキー部の選手二十名が出場し、次のように成績を収められました。

◎大回転（一般男子）

◎距離（男子）
一部 洞口一夫 二位 山岸竜
二部 雄三位
三部 一部 島田博 三位 末永享
四部 四位 表健一 十三位 島田博
十九位

スキークラブ対抗が開催
総合三位!!本村選手団
第二十九回福井県

去る一月十八、十九日の両日、大野市六呂師スキーフィールドにおいて、福井県スキークラブ対抗が県下から多数が参加し盛大に開催されました。本村からは、体協スキー部の選手二十名が出場し、次のように成績を収められました。

◎大回転（一般男子）

老人、乳幼児および重度心身障害者（児）等の医療費については、国、県、または村の単独事業として無料化が行なわれています。

こうした受給対象者が、病院や診療所で受診される場合は、次の事項を必ず守って受診されるようお願いします。

一、老人医療費受給者証の交付を受けている方が受診される場合

◎社会保険の被保険者の方は、組合員証（保険証）と（寿）老人医療費受給者証および老人

医療費請求書

◎国民健康保険の被保険者の方は、被保険者証と（寿）老人医療費受給者証

◎整骨院、あん摩およびマッサ

レジ指圧院にかかる場合は、老人医療費請求書（柔道整腹師用または鍼灸接觸師用）

以上の書類等を医療機関の窓口に提出して下さい。ただし、整骨院あんまおよびマッサージ指圧で無料になるのは

医療機関において、医師の同意書（施術の適否を判断できる診断書であれば同意書に代えて差し支えない）により、

はり、きゅうの施術を行なうこと

が適当と認められたもの

二、乳幼児および身体障害者医療費受給者証の交付を受けている方（組合員証または被保険者証）と各医療費請求書を医療機関の窓口に提出して下さい。

◎国民健康保険の被保険者の方は、被保険者証と（寿）老人医療費受給者証

◎整骨院、あん摩およびマッサ

医療費請求書

◎国民健康保険の被保険者の方は、被保険者証と（寿）老人医療費受給者証

◎整骨院、あん摩およびマッサ

医療費請求書

老人、乳幼児および重度心身障害者（児）等の医療費については、国、県、または村の単独事業として無料化が行なわれています。

こうした受給対象者が、病院や診療所で受診される場合は、次の事項を必ず守って受診されるようお願いします。

一、老人医療費受給者証の交付を受けている方が受診される場合

◎社会保険の被保険者の方は、組合員証（保険証）と（寿）老人医療費受給者証および老人

医療費請求書

◎国民健康保険の被保険者の方は、被保険者証と（寿）老人医療費受給者証

◎整骨院、あん摩およびマッサ

レジ指圧院にかかる場合は、老人医療費請求書（柔道整腹師用または鍼灸接觸師用）

以上の書類等を医療機関の窓口に提出して下さい。ただし、整骨院あんまおよびマッサージ指圧で無料になるのは

医療機関において、医師の同意書（施術の適否を判断できる診断書であれば同意書に代えて差し支えない）により、

はり、きゅうの施術を行なうこと

が適當と認められたもの

二、乳幼児および身体障害者医療費受給者証の交付を受けている方（組合員証または被保険者証）と各医療費請求書を医療機関の窓口に提出して下さい。

◎国民健康保険の被保険者の方は、被保険者証と（寿）老人医療費受給者証

◎整骨院、あん摩およびマッサ

医療費請求書

◎国民健康保険の被保険者の方は、被保険者証と（寿）老人医療費受給者証

◎整骨院、あん摩およびマッサ

医療費請求書

老人、乳幼児および重度心身障害者（児）等の医療費については、国、県、または村の単独事業として無料化が行なわれています。

こうした受給対象者が、病院や診療所で受診される場合は、次の事項を必ず守って受診されるようお願いします。

一、老人医療費受給者証の交付を受けている方が受診される場合

◎社会保険の被保険者の方は、組合員証（保険証）と（寿）老人医療費受給者証および老人

医療費請求書

◎国民健康保険の被保険者の方は、被保険者証と（寿）老人医療費受給者証

◎整骨院、あん摩およびマッサ

レジ指圧院にかかる場合は、老人医療費請求書（柔道整腹師用または鍼灸接觸師用）

以上の書類等を医療機関の窓口に提出して下さい。ただし、整骨院あんまおよびマッサージ指圧で無料になるのは

医療機関において、医師の同意書（施術の適否を判断できる診断書であれば同意書に代えて差し支えない）により、

はり、きゅうの施術を行なうこと

が適當と認められたもの

二、乳幼児および身体障害者医療費受給者証の交付を受けている方（組合員証または被保険者証）と各医療費請求書を医療機関の窓口に提出して下さい。

◎国民健康保険の被保険者の方は、被保険者証と（寿）老人医療費受給者証

◎整骨院、あん摩およびマッサ

医療費請求書

◎国民健康保険の被保険者の方は、被保険者証と（寿）老人医療費受給者証

◎整骨院、あん摩およびマッサ

医療費請求書

老人、乳幼児および重度心身障害者（児）等の医療費については、国、県、または村の単独事業として無料化が行なわれています。

こうした受給対象者が、病院や診療所で受診される場合は、次の事項を必ず守って受診されるようお願いします。

一、老人医療費受給者証の交付を受けている方が受診される場合

◎社会保険の被保険者の方は、組合員証（保険証）と（寿）老人医療費受給者証および老人

医療費請求書

◎国民健康保険の被保険者の方は、被保険者証と（寿）老人医療費受給者証

◎整骨院、あん摩およびマッサ

レジ指圧院にかかる場合は、老人医療費請求書（柔道整腹師用または鍼灸接觸師用）

以上の書類等を医療機関の窓口に提出して下さい。ただし、整骨院あんまおよびマッサージ指圧で無料になるのは

医療機関において、医師の同意書（施術の適否を判断できる診断書であれば同意書に代えて差し支えない）により、

はり、きゅうの施術を行なうこと

が適當と認められたもの

二、乳幼児および身体障害者医療費受給者証の交付を受けている方（組合員証または被保険者証）と各医療費請求書を医療機関の窓口に提出して下さい。

◎国民健康保険の被保険者の方は、被保険者証と（寿）老人医療費受給者証

◎整骨院、あん摩およびマッサ

医療費請求書

◎国民健康保険の被保険者の方は、被保険者証と（寿）老人医療費受給者証

◎整骨院、あん摩およびマッサ

医療費請求書

老人、乳幼児および重度心身障害者（児）等の医療費については、国、県、または村の単独事業として無料化が行なわれています。

こうした受給対象者が、病院や診療所で受診される場合は、次の事項を必ず守って受診されるようお願いします。

一、老人医療費受給者証の交付を受けている方が受診される場合

◎社会保険の被保険者の方は、組合員証（保険証）と（寿）老人医療費受給者証および老人

医療費請求書

◎国民健康保険の被保険者の方は、被保険者証と（寿）老人医療費受給者証

◎整骨院、あん摩およびマッサ

レジ指圧院にかかる場合は、老人医療費請求書（柔道整腹師用または鍼灸接觸師用）

以上の書類等を医療機関の窓口に提出して下さい。ただし、整骨院あんまおよびマッサージ指圧で無料になるのは

医療機関において、医師の同意書（施術の適否を判断できる診断書であれば同意書に代えて差し支えない）により、

はり、きゅうの施術を行なうこと

が適當と認められたもの

二、乳幼児および身体障害者医療費受給者証の交付を受けている方（組合員証または被保険者証）と各医療費請求書を医療機関の窓口に提出して下さい。

◎国民健康保険の被保険者の方は、被保険者証と（寿）老人医療費受給者証

◎整骨院、あん摩およびマッサ

医療費請求書

◎国民健康保険の被保険者の方は、被保険者証と（寿）老人医療費受給者証

◎整骨院、あん摩およびマッサ

医療費請求書

老人、乳幼児および重度心身障害者（児）等の医療費については、国、県、または村の単独事業として無料化が行なわれています。

こうした受給対象者が、病院や診療所で受診される場合は、次の事項を必ず守って受診されるようお願いします。

一、老人医療費受給者証の交付を受けている方が受診される場合

◎社会保険の被保険者の方は、組合員証（保険証）と（寿）老人医療費受給者証および老人

医療費請求書

◎国民健康保険の被保険者の方は、被保険者証と（寿）老人医療費受給者証

◎整骨院、あん摩およびマッサ

レジ指圧院にかかる場合は、老人医療費請求書（柔道整腹師用または鍼灸接觸師用）

以上の書類等を医療機関の窓口に提出して下さい。ただし、整骨院あんまおよびマッサージ指圧で無料になるのは

医療機関において、医師の同意書（施術の適否を判断できる診断書であれば同意書に代えて差し支えない）により、

はり、きゅうの施術を行なうこと

が適當と認められたもの

二、乳幼児および身体障害者医療費受給者証の交付を受けている方（組合員証または被保険者証）と各医療費請求書を医療機関の窓口に提出して下さい。

◎国民健康保険の被保険者の方は、被保険者証と（寿）老人医療費受給者証

◎整骨院、あん摩およびマッサ

医療費請求書

◎国民健康保険の被保険者の方は、被保険者証と（寿）老人医療費受給者証

◎整骨院、あん摩およびマッサ

医療費請求書

老人、乳幼児および重度心身障害者（児）等の医療費については、国、県、または村の単独事業として無料化が行なわれています。

こうした受給対象者が、病院や診療所で受診される場合は、次の事項を必ず守って受診されるようお願いします。

一、老人医療費受給者証の交付を受けている方が受診される場合

◎社会保険の被保険者の方は、組合員証（保険証）と（寿）老人医療費受給者証および老人

医療費請求書

◎国民健康保険の被保険者の方は、被保険者証と（寿）老人医療費受給者証

◎整骨院、あん摩およびマッサ

レジ指圧院にかかる場合は、老人医療費請求書（柔道整腹師用または鍼灸接觸師用）

以上の書類等を医療機関の窓口に提出して下さい。ただし、整骨院あんまおよびマッサージ指圧で無料になるのは

医療機関において、医師の同意書（施術の適否を判断できる診断書であれば同意書に代えて差し支えない）により、

はり、きゅうの施術を行なうこと

が適當と認められたもの

二、乳幼児および身体障害者医療費受給者証の交付を受けている方（組合員証または被保険者証）と各医療費請求書を医療機関の窓口に提出して下さい。

◎国民健康保険の被保険者の方は、被保険者証と（寿）老人医療費受給者証

◎整骨院、あん摩およびマッサ

医療費請求書

◎国民健康保険の被保険者の方は、被保険者証と（寿）老人医療費受給者証

◎整骨院、あん摩およびマッサ

医療費請求書

老人、乳幼児および重度心身障害者（児）等の医療費については、国、県、または村の単独事業として無料化が行なわれています。

こうした受給対象者が、病院や診療所で受診される場合は、次の事項を必ず守って受診されるようお願いします。

一、老人医療費受給者証の交付を受けている方が受診される場合

◎社会保険の被保険者の方は、組合員証（保険証）と（寿）

味泉村基本構想

基本構想

「自然とやすらぎ」

「水と緑・雪と生活」

和 泉 村

和泉村基本構想

「自然とやすらぎ」

「水と緑・雪と生活」

昨年十一月定例議会において、

オ一、基本構想の目的

和泉村がこれから行政の指針となる「基本構想」が議決されました。この基本構想は、地方自治法に基づいて村が地域における、総合的かつ計画的な行政運営を行なうため、長期的展望に立って現状を分析し、将来の行政目標を定めそれに添って行政を進めていくものであります。

今回議決されたものは、その理想とも言うべきもので、今後これに基づいて実施計画が作られ、それぞれ年を追って、実現されいくことになります。そこで、本紙により村民の皆様にその内容をお知らせし、村造りにご理解をいただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

基本構想のできるまで

一、昭和四十八年七月五日、
村長より振興計画審議会に
諮問（この間分科会で審議）
二、昭和四十九年七月十五日
審議会より答申

三、昭和四十九年十一月十八
日、議決される。

オ二、和泉村の 課題と展望

近年の、わが国経済の高度成長

の中で、九頭竜川電源開発事業を契期として、本村は大きな転換期をむかえた。

ダム建設に伴う水没移住によって村民は半減し、又、新規学卒を中心とする若者の都市への流出は、部落の存続を困難にするなど本村の過疎現象を呈するようになつた。

この基本構想は、昭和六〇年を目標年次とし、人間尊重の理念にたって、平和で、豊かな、住みよい、村づくりのために、和泉村の課題と展望の基本的方向を示したものである。

最近、都市生活を営む人々は日常生活における余暇の利用を、脱都会的な自然に対する憧れや、美しさ、という人間の本質的な要

求の変化によって、充足していることは、本村を訪れる観光客の急激な増加によつても示されています。特に、都市生活を営む本村出身者や、ゆかりのある人達にとって和泉村は「心のふるさと」としての意識を深めつづある。

さらに、交通通信網の整備と、モーテルゼーションの普及につれて、村民の日常社会生活圏は著しく拡大し広域化している。

一方、都市化の進展と、産業の急速な発展に伴い、水質汚濁、騒音などの公害、交通事故、自然破壊など、村民の快適な生活環境をおびやかす傾向が強まりつつある

この激しい情勢の変化の中で、本村が将来に向って、長期的に発展するためには、転換期を迎えて

いる現状を認識し、創造的に適応する必要があり、真に豊かな住みよい社会の建設をめざし、本村の特性を充分に生かした開発を次の如く意欲的に進めなければならぬ。

和泉村が時代の流れと共に、第一次産業より転換し、新しい観光

一、住みよい地域社会の形成

村民の日常生活における都市的サービスに対する需要が強くなる

こととは主として、豪雪、へき地

モータリゼーションの発達等により、村民の生活行動範囲は拡大し

廣域化している。

今後、村民の日常生活圏が広域化し、村内で充足きれない部分の

保健衛生、社会福祉施設、教育文

化、住宅、体育施設など社会生活

環境の総合的な整備が必要である

又、公民館、集会場等のコミュニ

ティ施設を作り、地域住民の人間的関係を深めると共に、共同体意

識を高揚せしめることが必要であ

る。

二、過疎対策の推進

高度経済成長のひずみである過疎の問題は、本村の宿命的問題であり、これの解決が本村の当面する最大の課題である。

和泉村のように特定の産業を持たない山村では、大幅な人口増加

は期待できなく、各世帯の後継者は育成が必要であり、このために

は、可能な限りの都市的性格の

集積と、公共施設の整備をはかる

と共に、効率的雇用機会の増大を

確保が重大な課題である。

四、産業の振興

(1) 農林業の振興

本村の農業は他産業を主とし、

農業を促進する兼業農家が大半で

経営面積も小さく、年々に衰頼の

傾向にあるが、将来の食糧危機に

備え農地を保全する意味からも基盤整備を促進して乾田化による増

収と農業労働力の省力化に務める

とともに、経営規模の適正化をおこなうことが必要である。また、花木

地下資源、工業等の第二次、第三次産業への進展すべき状態の中には、ながら、伸び悩みを続けてき

たことは主として、豪雪、へき地

モータリゼーションの発達等により、村民の生活行動範囲は拡大し

ち遅れによるところが指適できる

今後、村民の日常生活圏が広域化し、村内で充足きれない部分の

保健衛生、社会福祉施設、教育文

化、住宅、体育施設など社会生活

環境の総合的な整備が必要である

又、公民館、集会場等のコミュニ

ティ施設を作り、地域住民の人間的関係を深めると共に、共同体意

識を高揚せしめることが必要であ

る。

園芸や観光を組みあわせた観光農業、商業農業へ転換することも必要である。

本村の大部分は広大な山林であるが、人工林率はきわめて少なく造林のおくれが目だち、これの拡大を促す対策が必要である。又、農業と同じように林業専業者はほとんどなく、林地の高度利用の上からも、黄蓮等特殊林産物の奨励を積極的に推進し、專業林業の育成をはかることが必要である。

又、これら農林水産業の振興のためには、現在ある各種公共的団体（農協、森林組合、漁業組合、商工会等）を統合して強力な指導育成機関とし、総合的な農林水産業の振興と雇用機会の増大をはかることが必要である。

(2) 鉱業の発展

本村の最大な産業である鉱業は年々发展を続けてきたが、昭和四十年よりおこなわれている金属鉱業事業団の地質構造精密調査によって豊富な埋蔵量が実証され、一層の発展が期待されている。

しかし、海外市場等の要因による景気の変動や、物価、公害問題等をかかえており、とりまく環境はきびしいものがある。このため労働力の有効利用と、最近技術等の導入によるコストダウン、生産輸送過程による輸送費のコストダウンを目指し、九頭竜湖駅が貨物取扱駅になることなど、輸送体系

および輸送方式の改善が重要である。

五、観光レクリエーション地域の開発

所得の向上、余暇の増大等都市化の進展の中で、国民の自然への憧憬、渴望は一層深刻なものとなり、人間性を回復し、楽しみや生きがいを見出すことの出来るような観光レクリエーションに対する需要はますます増加するものと思われる。又、今後の観光レクリエーションは物見遊山的な「見る観光」から屋外参加型の「する観光」へと変化している。

奥地山村である和泉には美しい自然景観の中に緑地空間、余暇空間、ふるさと空間等国民的要求を充たす天然資源が豊富に包蔵されている。

現在までの観光開発は、人造湖と山の景観を主体とした点的開発方式であるが、将来においては和泉村全域にわたって天然資源、名勝、史跡、記念物、遺跡、動植物及び地質等の学術的資源をも含めた面的開発をなし、ネットワークによって、一日ないし半日の行動圏の範囲内にて、観光ルートの促進をなすよう整備することが必要である。

又、国民宿舎の建設、民宿、スキーフィールド等により、オーリーシーズンの滞留性をもつ総合

発が必要である。

この開発計画の実現は、和泉村の選択的雇用機会の増大と、所得連する重要な課題である。

六、村民の能力開発と文化の高揚

めまぐるしく進展する未来社会の中、和泉村が発展していくためには、変貌する社会に対応できる人材の育成が課題である。このため、学校教育、社会教育等あらゆる教育の機会を通じて、人間の能力の開発、育成が必要である。又

我が国経済優先施策により経済開発が社会開発に優先し、人間疎外、断絶、孤独等、精神的ひずみが和泉村においても次第に顕在化しつつあることは否定できない。

これに対処するためには、文化環境と、文化施設の整備を図り、文化活動の振興に努め、文化財および伝統文化の保存、ならびに、文化に対する基礎的教育の充実が必要である。

生活水準の向上、生産活動の活性化は大量消費を伴い、ゴミ、し尿等の生活廃棄物に加え、産業廃棄物等多種多様化し、かつ排出量も年々増加している。村では排水されたゴミ、し尿などの汚物をすみやかに回収するため、衛生的能率的に収集する方策をたて、かつ種類に応じたゴミ処理を行うと共に、今後は下水道を整備し、水洗便所の普及をはかる。又、処理施設については、大野市、勝山市と共同で処理する広域的処理体制を確立する。

本村の発展の障害となってきたものは積雪である。これの克服は本村の重要な問題である。まず、冬期間の道路交通を確保するため機械力による除雪や、スノーセット、消融雪装置等の設置を強力にすすめるとともに、自動積雪測定装置等による除雪のシステム化をはかることが必要である。

又、雪の積極的利用をはかるた

シビルミニマムとし、その確保と拡大に、全力をあげなければならぬ。

本村において、住宅の需給のバランスは均衡している。しかし住宅の質の向上と持家の建設を促進するため、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫などの公的資金の導入をはかると共に、公的機関による分譲住宅の建設の必要がある。

(1) 住宅

本村において、住宅の需給のバランスは均衡している。しかし住宅の質の向上と持家の建設を促進するため、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫などの公的資金の導入をはかると共に、公的機関による分譲住宅の建設の必要がある。

(2) 水道

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

火災の発生を未然に防止し、火災被害の軽減をはかるとともに、延焼の防止と、人命救助に最善を期すために、予防消防の充実と消防力を整備する。又、建物の高層化、危険物施設の増加等に伴う特殊火災に對応できるように、消防施設の充実をはかり、広域消防を推進する。又、治山治水事業をすすめて、山野を緑化し、土砂流出を抑制するとともに、水資源の確保と災害を防ぐため、保安林の整備を推進する。

又、雪の積極的利用をはかるた

(3) 清掃

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

(4) 公害の防止

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

(5) 消防防災

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

(6) 雪対策

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

二、生活環境の整備

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

三、施策の大綱

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

一、生活環境の整備

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

四、公害の防止

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

五、観光レクリエーション地域の開発

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

六、村民の能力開発と文化の高揚

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

七、施策の大綱

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

八、生活環境の整備

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

九、公害の防止

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

十、観光レクリエーション地域の開発

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

十一、村民の能力開発と文化の高揚

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

十二、施策の大綱

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

十三、生活環境の整備

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

十四、公害の防止

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

十五、観光レクリエーション地域の開発

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

十六、村民の能力開発と文化の高揚

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

十七、施策の大綱

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

十八、生活環境の整備

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

十九、公害の防止

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

二十、観光レクリエーション地域の開発

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

二十一、村民の能力開発と文化の高揚

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

二十二、施策の大綱

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

二十三、生活環境の整備

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

二十四、公害の防止

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

二十五、観光レクリエーション地域の開発

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

二十六、村民の能力開発と文化の高揚

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

二十七、施策の大綱

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

二十八、生活環境の整備

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

二十九、公害の防止

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

三十、観光レクリエーション地域の開発

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

三十一、村民の能力開発と文化の高揚

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

三十二、施策の大綱

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

三十三、生活環境の整備

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

三十四、公害の防止

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

三十五、観光レクリエーション地域の開発

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

三十六、村民の能力開発と文化の高揚

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

三十七、施策の大綱

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

三十八、生活環境の整備

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

三十九、公害の防止

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

四十、観光レクリエーション地域の開発

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

四十一、村民の能力開発と文化の高揚

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

四十二、施策の大綱

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

四十三、生活環境の整備

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

四十四、公害の防止

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

四十五、観光レクリエーション地域の開発

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

四十六、村民の能力開発と文化の高揚

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

四十七、施策の大綱

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

四十八、生活環境の整備

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

四十九、公害の防止

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

五十、観光レクリエーション地域の開発

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

五十一、村民の能力開発と文化の高揚

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

五十二、施策の大綱

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

五十三、生活環境の整備

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

五十四、公害の防止

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

五十五、観光レクリエーション地域の開発

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

五十六、村民の能力開発と文化の高揚

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

五十七、施策の大綱

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

五十八、生活環境の整備

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

五十九、公害の防止

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

六十、観光レクリエーション地域の開発

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

六十一、村民の能力開発と文化の高揚

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

六十二、施策の大綱

本村の水道の普及率はほぼ完全である。しかし、水源の枯渇化、及び水道需要の拡大による水不足に對処して、水源の確保に務めなければならない。

六十三、

スポーツセンター、雪国学校など
雪を利用したレクリエーション施設の建設を推進する。

二、福祉の向上

(1) 社会福祉対策

福祉の充実をはかることは、住みよい村づくりの根幹となるものであり、今後ますます発展する経済社会の中で、西欧先進国なみの高福祉社会の形成が求められるであろう。

又、これまでとらえてきた救済ないしは保護的対策を基調とした福祉から、社会活動に参加させ、生きがいをもたせる施策が求められ、教育、住宅、労働、所得、医療等関連施策との有機的な連携をもった福祉対策を進める。

児童福祉については、保育所、児童館等の施設の整備をはかると共に、教育、文化、体育、スポーツ等と関連させて、健全な身体と精神の育成をはかる。

老人福祉については、老令福祉年金等の増額、医療保障制度の確立と共に、老人センター、老人憩いなどの整備を図る。又、適職の人クラブに対する援助を強化してその活動を通じて生きる喜びを創造するような施策を進める。

(2) 保健衛生対策

村民の健康を管理し、早期治療を進めるため、昭和四十八年度より五ヶ年計画で、総合保健促進事

業が行なわれている。今後もこれを強力に推進して、予防対策に重点をおき、健康な村づくりを進めよう。

三、交通通信体系の整備

交通通信体系は、経済活動の主要な基盤であり、これの整備が和泉村の振興を図るためにすべての施策の基本をなすものである。

今後、経済社会の発展に伴ない地域間交流はますます高速化、広域化し、交通量は飛躍的に増大するであろう。このため国道、県道の拡幅と改良整備が必要である。

特に、油坂トンネルの開削及び半原以東の改良工事をはじめ、県道白山中居神社朝日線、及び上大納下山線の改良整備は急務を要するものであり、これの実現を強力に推進する。又、冬季の交通確保を図るため、スノーセット、消融雪装置の建設や、除雪機械の整備をして、無雪対策を推進する。

越美線の全通は、中京方面の観光客の誘致、中竜鉱山の輸送力の増大等、将来和泉村に極めて影響を持つものであり、早期実現を促進する。

通信網については、情報の加速化時代に応じて、電話需要の激増と、データ通信が普及するとと思われる所以、通信回線の整備と、ダイヤル化を促進する。

四、教育文化の振興

和泉村が発展するためには、時代の変化に対応できる村民の育成が必要である。本村においては、豊かな個性を伸ばし、知的能力を開発するとともに、身心ともに健全な人づくりを目標とした教育を進める。

このため、学校教育施設設備の拡充、整備をかり、新しい教育技術システムの導入による質の向上をはかる。

又、幼児教育、社会教育等の生涯教育を通じて、人づくりを進めるとともに、文化的教養を高め、文化の香り高い村づくりを図る。

又、健康な村民づくりを進めるため、体育館、公民館の建設を図り、スポーツの振興をはかる。

五、産業の振興

(1) 農林漁業

高生産性の農家のため、ほ場整備等の基盤整備を行ない、規模の適応化と機械化を進めるとともに農協による請負耕作を推奨する。

又、疎菜、果実、花木等の商品農業、観光農業を育成し、農業収入の向上をはかる。

林業については、人工林を積極的に拡大するため、造林等に対する助成を強化すると共に、林道等の基盤整備を行ない、又、森林組合を中心とした協業の推進をはかる。林業労務者不足等の解消対策については、労務者の身分、福利厚生等の具体的対応策をすすめる。

さらに黄蓮、しいたけ、なめこ等特殊林産物の積極的奨励助成を行ない、林家所得の向上をはかる。漁業については観光と結びつけた観光漁業の育成に務める。

今後も、地質構造精密調査等を推進し、長期安定化をはかる。又労務者対策について、住宅政策等とあわせて、その定住化に努力する。

(2) 鉱業

今後も、地質構造精密調査等を推進し、長期安定化をはかる。又労務者対策について、住宅政策等とあわせて、その定住化に努力する。

(3) 観光業

スキーフィールドの開設により、オールシーズンの観光が実現するので、民宿等の受入体制の整備を行ない満留性及び多季性のある観光開発を行なう。

六、行政運営の合理化、近代化

社会経済の発展、住民生活の向上、住民の生活意識の変化などに

対応する施策を、より効果的に実施するため、行政組織の合理化、職員の資質の向上、適正配置、定数の適性化などによる人事管理の改善、新しい経営管理の知識、技術、技法の導入、合理的な財政計画の策定、および執務環境の改善等をはかる。

◎和泉村振興計画審議会構成は次のとおりです。

和泉村振興計画審議会委員

会長 吉川 基(朝日)
委員 山内守人(下大納)(故)
藤沢平一(上大納)
副島 弘(上大納)
中山 正(朝日)
阿部懸三郎(上大納)
宇野一雄(下山)
田中善武(上大納)
谷口武雄(上大納)
三島利夫(後野)
田村重次郎(上大納)
北正一(上大納)
土谷利美(上大納)
平野勇(川合)
山田溪司(朝日)
官原公夫(朝日)
末永彦治(川合)
巣守俊太郎(朝日)
加藤良雄(朝日)
末永秀一(川合)
島田巖(下山)
水谷壹(朝日)
表正一(朝日)
新山本清孝(朝日)
新井一雄(川合)

和泉村振興
計画審議会構成



飲んだら乗らない
ゆっくりズムが
身を守る
さあどうぞ

